

本-1(1)



## 発言通告書

令和 3年 2月 22日

新城市議會議長様

新城市議會議員

山崎 祐一



下記のとおり発言したいから通告します。

所要時間	分	受付	2月22日	午前／午後	時分
発言の種類	一般質問・本会議質疑・委員会質疑・討論				(該当に○印を記入)
発言事項 (一般質問の場合は件名。質疑・討論の場合は議案番号及び議案名。)					
発言要旨 (一般質問・質疑の場合はその要旨。討論の場合は反対・賛成の別。)					
第3号議案 新城市新城公共商社設立審議会条例の制定 事業内容の確認とともに、運営に当たって諸課題を質したい。					

本-2(1/1)



## 発言通告書

令和 3年 2月 25日

新城市議会議長様

新城市議会議員 山口洋一



下記のとおり発言したいから通告します。

所要時間	分	受付	2月25日	午前／午後 9時34分
発現の種類	一般質問・ <u>本会議質疑</u> ・委員会質疑・討論	(該當に○印を記入)		
発言事項 (一般質問の場合は件名。質疑・討論の場合は議案番号及び議案名。)				
発言要旨 (一般質問・質疑の場合はその要旨。討論の場合は反対・賛成の別。)				
<b>第2号議案 新城市公共駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正</b> 新城市公共駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正について以下伺う。 (1) 現行条例で7か所の公共駐車場を設置し管理しているが、改正案に示された新城駅前駐車場対象車両を自動車のみとし、他の車両を対象としない理由。 (2) 現行条例での、長篠城駅前駐車場は対象車両(自動車)、本長篠駅前駐車場は対象車両(自動車・自動二輪車・原動機付自転車・自転車)との整合性は。 (3) 別表第2は、公共駐車場使用料を新城駅前駐車場のみとし、長篠城駅前駐車場・本長篠駅前駐車場は該当していない、その具体的理由は。				
<b>第3号議案 新城市新城公共商社設立審議会条例の制定</b> 新城市新城公共商社設立審議会条例の制定について以下伺う。 (1) 第3条に審議会は、委員4人以内で組織するとあるが、具現化は。 (2) 第4条に次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。とし、(1)～(4)の事項があるが条文策定での疑義を感じるが如何か。 (3) 提案理由に、公共商社設立に関する事項の調査審議機関とあるが、その調査審議の具体的な内容は。				
<b>第48号議案 名号温泉施設の指定管理者の指定</b> 名号温泉施設の指定管理者の指定について以下伺う。 (1) 過去5年間の運営状況は。 (2) 過去5年間の温泉施設管理状況は。 (3) 指定期間を1年とした根拠。				

本-3(1/1)



## 発言通告書

令和3年3月2日

新城市議会議長様

新城市議會議員 齊藤 竜也



下記のとおり発言したいから通告します。

所要時間	分	受付	3月2日	午前／午後	時50分
発言の種類	一般質問・ <b>本会議質疑</b> ・委員会質疑・討論				(該当に○印を記入)
発言事項(一般質問の場合は件名。質疑・討論の場合は議案番号及び議案名。) 発言要旨(一般質問・質疑の場合はその要旨。討論の場合は反対・賛成の別。)					
第48号議案 名号温泉施設の指定管理者の指定 指定の期間を1年間とした理由は。					

本-4(1/2)



# 發 言 通 告 書

令和3年 3月 4日

## 新城市議會議長 樣

## 新城市議會議員

浅尾洋平

下記のとおり発言したいから通告します。

## 本-4 (2/2)

### 第6号議案 新城市新城駅前広場の設置及び管理に関する条例の制定

- (1) この条例の提案理由は「新城駅前広場を設置するため」とあり、第2条には「利便性の向上」「交通の円滑化」「にぎわい及び交流の創出」とある。条例化で、どのように変わらるのか、具体的に伺う。
- (2) 別表に一般乗用旅客自動車（タクシー）の待機場として、1区画1年につき、「使用料18,000円」とある。区画の制限や場所などに条件があるのか伺う。また、一般乗合旅客自動車（バス）については使用料などはないのか伺う。

### 第39号議案 市有財産の無償譲渡

提案理由に「地域の自主的な管理に委ねるため」とあるが、当該区長から、恒常的な自主的な管理・運営ができるという旨の同意を得られたのか、伺う。

### 第48号議案 名号温泉施設の指定管理者の指定

この議案によれば、名号温泉施設の指定管理者の指定は「名号事業組合」である。この間の経緯と、同組合は、どのような団体組織なのか伺う。